

順治朝における皇帝・旗王 関係についての一考察

－ 順治八年～十二年の政局をめぐって－

磯 部 淳 史

はじめに

本稿は、順治朝（1643～1661）における皇帝と旗王の関係、および順治帝親政期の政権構造について考察することを目的とするものである。

清朝の順治年間を前・中・後の三期に分けた場合、前期は崇徳八年から順治七年まで（1643～1650）、中期は順治十二年まで（1651～1655）、そして後期がそれ以降の期間（1656～1661）という区分が出来るように思う。すなわち、前期は摂政ドルゴン（多爾袞 Dorgon）の専権時代で、この時期は特に「ドルゴン摂政期」といい換えることが出来るかも知れない。そして中期は、ドルゴンの死からジルガラシが死去するまでの期間で、この時期は順治帝が親政を開始するものの、帝がいまだ若年ということもあり、本格的な親政を開始するまでの準備期間といえる。そして後期が、順治帝がリーダーシップを発揮し、君主権力を高めようと行動する期間である。本稿では、その中期に位置する順治八年～十二年の政局を扱い、主として皇帝と旗王の関係と、そして順治帝が用いた満漢の旗人官僚について考察を加えることで、順治朝の皇帝権力の一端を明らかにしようを試みる。

周知の通り、清朝は満洲より興って中国を支配した王朝であるが、その初期における国家体制は、八旗制度を基調とした「連旗制」と通称される分権的連合体制であり^①、太宗ホンタイジ（皇太極 Hong Taiji）は、ハン＝皇帝権力強化のための政策を推し進め、こうした連合体制より、中国式の皇帝専制体制への移行を目指したとされている。

そしてその太宗ホンタイジの後を襲って即位した順治帝の時に、清朝は入関を果たし、順治帝が満洲のハンと中華皇帝を兼ねる最初の君主となったことも、夙に知られている事実である。その順治帝に関しては、従来、漢化政策を進め、中国式独裁君主を目指した皇帝として捉えられることが多い。しかしながら、先行研究においては、所謂「集権化」政策の着手時期である太宗朝と、その完成期とされている雍正朝については、少なからぬ蓄積があるが、その過渡期である順治・康熙朝に関するものは、日本では極めて少なく、順治帝の目指した政権構想については、帝の諸政策などの個別具体的な事例の考察を通じ、従来の認識に対する当否を改めて検討する必要があるであろう。また、満洲ハンと中華皇帝を兼ねた最初の君主である順治帝の親政期は、清朝の皇帝権力の実態について考える上でも、欠かすことの出来ない重要な時期であるように、筆者は思う。

そこで本稿では、順治朝の皇帝権力の実態を解明する作業の一環として、順治朝の皇帝と旗王の関係、および順治帝親政期の政権構造について考察していきたい。考察の対象として、特に皇帝と旗王の関係を取り上げる理由としては、すでに度々指摘されているように、清初においては皇帝といえども旗王の一人に過ぎず、太宗ホンタイジ以降の皇帝は、なみいる旗王勢力に対し、しばしば彼らの勢力を抑圧することをもって自己の権力の確立を図ったとされているためである。順治帝親政期の皇帝権力について明らかにするには、皇帝権力の妨げになったとされる旗王との関係について考察する必要があるであろう。

もう一つには、清初の八旗諸王勢力は、従来の研究では単に「旗王」というだけで、未整理のまま一括りにされて論じられてきた感があり、それぞれの旗王が皇帝とどのような関係にあったのか、さらにいえば、どの旗王勢力が順治帝の与党で、どの旗王が順治帝にとって警戒すべき存在だったのか、そしてそれらが順治朝の政治史にどう関連してくるのかということが、現状では極めて不鮮明であるからである。そのため、先行研究、就中、中国の研究においては、今日に至るまで、順治朝の政

局を、「皇帝」対「旗王」、あるいは「皇帝・漢人官僚」対「諸王・満洲貴族（以下樞門）」という図式の中で考える傾向が顕著であるが、本稿では、そうした図式のみでは、当該期の政局を捉えきれないということを明確化しようと思う。

以下、まず一章では、順治帝の親政が開始されるドルゴン死後の政局における皇帝と旗王の関係について考察し、続く二章においては、そうした順治朝の旗王勢力について、婚姻関係を中心に、より個別に検討を加え、それぞれの勢力が順治帝にとってどのような存在であったのかを考察する。そして三章では、二章で考察した各旗王勢力の立場を元に、順治朝の政局に関わる旗王、および順治帝が用いた旗人官僚も多く属していた議政王大臣について検討し、そこからうかがえる順治朝の政権構造の特質を提示したいと思う。

1. 順治帝親政期における皇帝と旗王

まず本章では、順治帝が親政を開始する順治八（1651）年以降の政局における旗王の動向と、順治帝と旗王の関係について考察していく。

この問題に関する先行研究としては、日本では管見の限り専論はないが、内田 2003 の一部中で当該期の順治帝と旗王の関係について言及されている。また、中国の研究でこの問題を明快に論じたものとしては、姚念慈 2004・2005 があり、ここでは差し当たり、この両者の見解についても言及しつつ論を進めることにする。

ドルゴンの死による、順治帝親政開始以降の政局における皇帝と旗王の関係について、まず取り上げたいのが、順治八年三月の諸王による六部管轄体制（以下、管部体制）の復活である^④。清朝における六部の制度は、太宗時代の天聰五（1631）年に創始された。この六部の設置は、中国式の制度を取り入れたという点で、太宗の所謂「集権化」政策の一つとし

て説明されることが多いが、当初は六部の大臣である尚書の上に、各部を管轄する王（当初はバイレ）が存在し、太宗が直接六部を管轄していたわけではなかった。それが廃止されるのは、崇徳八（1643）年十二月のことで、同年に順治帝の摂政となったドルゴンとジルガラン（太祖ヌルハチ〔努爾哈齊 Nurhaci〕の同母弟シュルガチ〔舒爾哈齊 Šurgaci〕の六子）の負担を軽減することがその目的であった^⑤。この時、各部を管轄することになった旗王の顔ぶれを見ると、吏部にマンダハイ（満達海 Mandahai、ヌルハチの次子ダイシャン〔代善 Daišan〕の七子、正紅旗旗王）、戸部にボロ（博洛 Bolo、ヌルハチの七子アバタイ〔阿巴泰 Abatai〕の三子、正藍旗旗王）、礼部にニカン（尼堪 Nikan、ヌルハチの長子チュイエン〔褚英 Cuyeng〕の三子、鑲紅旗旗王）、兵部にショセ（碩塞 Šose、順治帝の異母兄、鑲紅旗旗王）^⑥、刑部にレクデフン（勒克德渾 Lekdehun、ダイシャンの三子サハリヤン〔薩哈廉 Sahaliyan〕の次子、正紅旗旗王）、工部にワクダ（瓦克達 Wakda、ダイシャンの四子、正紅旗旗王）となっており、六人の王のうち、両紅旗の旗王家であるダイシャン家出身者が半数を占めている。ドルゴン摂政期の最初期に廃されたこの諸王による管部体制の復活は、いうなればドルゴン時代の否定であり、順治帝と他の旗王との関係を考える上で、重要な問題を有しているように思うが、これをどのように評価すべきであろうか。

先行研究においては、姚念慈氏は、旗王勢力が皇帝権力確立の妨げとなる存在で、順治帝自身も、ドルゴン専権時代の影響で、旗王の政権参画を望んでいなかったとする立場を取る。そのため、紅旗旗王のダイシャン家出身者が多数を占める管部体制の復活は、旗王勢力に対する順治帝の「譲歩」と解釈している^⑦。これに対して内田氏は、諸王の管部体制については言及していないものの、紅旗ダイシャン家を、順治帝や帝の生母・孝荘太后の実家であるモンゴル・ホルチン部と姻戚関係にあり、また鑲紅旗旗王のチュイエン家や鑲黃旗の有力氏族を、婚姻関係を通じて影響下に置く、順治帝政権の大きな支持勢力であったと論じている^⑧。

このように、先行研究では順治帝と旗王の関係をめぐって異なる二つの解釈があり、旗王家、特にダイシャン家の立場をどう捉えるかによつ

て、この管部体制の復活の意義も変わってくると思われる。内田氏の見解については、諸王家の婚姻関係とも密接に関わってくるため、次章で改めて検討することとし、ここではまず差し当たり、史料上に現れる旗王の動向を通じて、当該期の政局の展開を跡づけ、皇帝と旗王の関係、あるいは各旗王間関係を整理してみたい。

まず第一に、管部体制の復活はどのような目的でなされ、また誰がその復活を望んだのであろうか。姚念慈氏は当該期の政局を考察する上で、順治帝の存在を中心にしているが、いかに親政を開始したとはいえ、順治帝はこの時十四歳であり、帝の意志が全面的に反映されていたとは思えない。当然他の旗王の思惑も反映されていると見るべきである。

ここで筆者が、管部体制の復活とともに注目したいのが、管部体制が復活する前日に、ドルゴンによって定められた三王による理政体制が停止されていることである。^⑨ この三人の理政王とは、先述の六部に配された旗王の中にも名を連ねている、マンガハイ、ポロ、ニカンのことであり、順治七（1650）年二月より、ドルゴンはこの三王に庶務を処理させている。^⑩ 順治八年二月に、ドルゴンの側近であったロシ（羅什 Losi）らが、ドルゴンの遺志としてニカンとポロを親王に昇格させ、政権を担当させようと行動している記事があるが、^⑪ このことから類推すると、ドルゴンは、自身の死後は、後嗣のドルボ（多爾博 Dorbo、ドルゴンの同母弟ドド〔多鐸 Dodo〕の五子でドルゴンの養子）やドニ（多尼 Doni ドドの次子）が成人するまで、ひとまず彼らを表面に立てて政権を担当させる構想であったと考えられる。

この三理政王体制の停止と管部体制の復活は、実施の日時が連続していることや、ともにドルゴン時代の否定という意味を持つ点から、相互に関連していると見るべきである。姚念慈氏は、この問題についても、旗王の存在を忌避する順治帝の意志を重視しているが、これもまた前に指摘したように、順治帝のみの意志とは考え難い。この時期の政局に、順治帝の積極的な意志が反映されていると考えるよりも、むしろ筆者は、この理政王体制の停止と管部体制の復活という連動する二つの事象

は、ドルゴン死後の政権をめぐるジルガランと三王の思惑が強く作用していると思う。

ジルガランは、一度はドルゴンとともに順治帝の摂政となったものの、順治四（1647）年にはその座を追われ¹²、その翌年にはドルゴンによって失脚させられて政権より遠ざけられており¹³、当然ドルゴン政権には不満を持っていたと思われる。また三理王のうち、ドルゴンが自身の死後に政権を担当させようとしたボロとニカンも、先のロシらの言を、国政を乱すものとしてジルガランに告げ、ロシらを処罰していることから、ドルゴンに権力が集中した、ドルゴン晩年の体制を快く思っていなかったことがうかがえる¹⁴。

すなわち双方とも、ドルゴンのような実力が突出した旗王の存在は望むところではなく、それが理政王体制の停止と管部体制の復活という形で現れたものと考えられる。ドルゴンの同母兄アジゲ（阿濟格 Ajige）の罪に連座する形で三王の理政体制の停止し、ボロとニカンをもとの郡王に戻すことでドルゴンの政策を清算し、その上で太宗以来の管部体制を復活させて三王の政権参与の道を開くというのが、ジルガランと三王の意志であったと考えられる。三王のうち、マンダハイのみが降格されずに親王爵を有したのは、元々彼の親王爵はその父ダイシャンのものを継承したものであり、さらにいえば、三王の中では最も若年とはいえ、ダイシャンの領旗であった正紅旗を掌握するマンダハイは、ジルガランにとっても容易に手が出せない存在であったためであろう。六部の諸王にはダイシャン系が多く、ジルガランの属するシュルガチ家の出身者が全く含まれていないことを見ても、当時の諸旗王間の微妙な力関係がうかがえる。このことからすると、管部体制の復活は、姚念慈氏のというような順治帝の「讓歩」というよりも、ジルガランと三王の妥協の産物と見るべきである。

しかしながら、旗王間の勢力の均衡は長くは続かなかった。順治九年二月にマンダハイが死去し¹⁵、三月にはボロも死去する¹⁶。そしてその前日には正藍旗旗王のドニが親王より郡王に降格され、旗王による管部体制

が再び廃止されている^⑰。恐らく管部体制が廃されたことと、マンダハイ、ボロの死は無関係ではあるまい。マンダハイが死に、ボロも病床にある状態にあって、実力を持つ旗王が欠けてしまったことで、管部体制は廃止されるに至ったと思われる。三王で一人残ったニカンは、かつて太宗に「柔懦」と評されたところから見るに、独力でジルガランに対抗出来るような人物とは思えない。一方のジルガランは、『世祖実録』順治八年三月辛丑の条に、

上、和碩鄭親王濟爾哈朗の年老なるを以て、一切の朝賀、謝恩、悉く行礼を免ず。

とあるように^⑱、すでに前年から他の旗王とは異なる特権が与えられていた。有力旗王であったボロ、マンダハイが死去したことで、ここにきて旗王間の勢力の均衡が崩れ、ジルガランのみが突出した存在になってくる。そもそもジルガランは、太宗の死後にドルゴンとともに摂政となったことからわかるように、太宗朝を通じて太宗に重用された人物であり、太宗政権における地位は極めて高かった^⑲。ドルゴンが死去した順治七年以降は、存命している数少ない太宗と同世代の旗王であり、地位の点でも年齢の点でも他の諸王から抜きん出ている。また、後述するように有力権門と婚姻関係を持ち、順治帝の行動に関して批判的な意見も持っていた。

ジルガランの場合は、その政治的個性が実録などの史料からはっきりとはうかがえないため、彼自身がドルゴンのような優れた政治的力量をどこまで持っていたかは疑問であり、もとよりその点に関しては注意をする必要がある。しかしながら、マンダハイやボロといった、ジルガランに匹敵する地位を持つ旗王が相次いで死去したことで、太宗時代からの元勳的存在であったジルガランの存在が、彼個人の力量とは別に、勢い諸旗王の中で突出したものになっていったと考えられる。こうした事態に関連してか、順治九年に入り、管部体制の廃止と前後して、順治帝

の動きがにわかには表面化してくるのである。

まず、順治九年の正月には、順治帝が自ら全ての文書を決裁し、ジルガランを通すことを不要とすることを宣言する²¹。親政を開始してから一年が経ち、若年であった順治帝にも皇帝としての意識が芽生えてきたとも考えられるが、それ以上に、旗王の中でジルガランの存在が大きなものになり、順治帝にとって警戒すべき存在になったことが理由として挙げられるであろう。

同年九月、順治帝は新たに多数の旗王を議政王に加えるが²²、この顔ぶれを見ると、ドウルフ（杜爾祜 Durhu、チュイエンの長子ドウドウ〔杜都 Dudu〕の長子）、ドウラン（杜蘭 Dulan、サハリヤンの三子）、ヨロ（岳樂 Yolo、アバタイの四子、ポロの弟）、ドニ、シャンシャン（尚善 Šangšan、シュルガチの七子フィヤング〔篇古 Fiyangū〕の次子）、ジドウ（濟度 Jidu、ジルガランの次子）、レドウ（勒度 Ledu、ジルガランの三子）となっており、チュイエン家、ダイシャン家、アバタイ家、ドド家、シュルガチ家といった各旗王家からほぼ均等に選ばれている。一旦議政から遠ざかっていたドニの姿もここには見られ、順治帝は、それまで政権から遠ざけられていたドルゴン系の旗王からも議政王を選び、諸王間のパワーバランスを図ろうとしたことがうかがえる。それでもジルガランの二子の姿がこの中に見られ、シュルガチ家の数が幾分多いのは、ジルガランに対する配慮と考えられる。いかにジルガランを警戒していても、この時点でまだジルガラン勢力を排除するだけの力は若年の順治帝にはなく、そう考えると、この年の二月にジルガランに与えられた「叔和碩親王」の称号も²³、姚念慈氏のような「虚号²⁴」と一概にはいえないであろう²⁵。

ジルガランにそうした譲歩をする一方で、時期は前後するが、同じ年の四月、順治帝は宗人府を設置する²⁶。これは宗室の戸籍、封爵、給与、訴訟などを扱う機関であり²⁷、宗人府を通じて、順治帝は旗王の力をコントロールしようと図った²⁸。そしてその宗人府の長官である宗令には、ニカンを任命し、次官である左右の宗正のうち、左宗正には鑲藍旗旗王のシャンシャン、右宗正には正藍旗人ウダハイ（呉達拜 Udahai、ヌルハチの

異母弟のムルハチ〔穆爾哈齊 Murhaci〕の四子)を任命している(宗令は翌年にニカンが陣没したために、順治帝の異母兄のショセを任命。順治十一年〔1654〕からは宗令はヨロ²⁹⁾)。シャンシャンはシュルガチ家の出身であるから、ジルガランに配慮した人事ともとれるが、後述するように、シャンシャンはジルガランと不和であり、順治帝寄りであった節がある。またウダハイは、正藍旗旗王ドニの属下であるから、宗人府の構成員には、シュルガチ家やダイシャン家のような、大きな勢力を持つ旗王家の出身者が含まれていないことがわかる。順治年間においてこの宗人府が関わった案件には、諸旗王の処罰に関するものが最も多く³⁰⁾、また順治帝寄りの旗王への封爵の上奏も見られるように³¹⁾、順治帝の旗王政策に深く関わっていた。先述の議政王が各旗のバランスを考慮したのに対し、宗人府の設置は、機関としての性格や、構成員を見るに、順治帝の諸旗王勢力に対する牽制であると見ることが出来よう。

これはかつて太宗が、即位間もない頃に、三大ペイレに対抗するために、六部を設置して若年のペイレ達を与党化したことを連想させ、順治帝も若年の旗王と結んで、ジルガランを始めとする有力な旗王勢力に対抗しようとしたと考えられる。すでに指摘したように、一口に「連旗制」といっても、全ての旗王が皇帝と同格で、皇帝権力の妨げとなる存在だったわけではなく、ドルゴンやジルガランのような皇帝に比肩し得る実力者の旗王もいれば、皇帝の影響下にある旗王もいたわけで³²⁾、順治帝はそうしたまだ若年で小勢力の旗王と結んだといえる。

翌順治十(1653)年正月、順治帝は大学士達に歴代帝王の中で最も優れているのは誰かと問うた際に、大学士の一人の陳名夏が唐の太宗の名を挙げると、これを否定して、

朕以為らく歴代の賢君、洪武(明の太祖朱元璋)に如くは莫し。何ぞや。数君の徳政にして、善有る者も、未だ善を尽くせざる者有り。洪武に至りては、定むる所の条例、章程、規画周詳にして、朕、歴代の君、洪武に及ばずと謂う所以なり。

といている。明代の皇帝独裁制度の基礎を築いた洪武帝を、歴代で最も優れた皇帝と評するこの順治帝の言葉からは、皇帝権力の確立を目指す帝の親政への意欲が感じられる。いわば、この発言は、順治帝の政権へのヴィジョンを示したものと見えるであろう。

以上のように順治八～九年は何かと動きの多い年であった。順治八年には、ドルゴンの側近達が相次いで粛清され、九年の三月には、ドルゴンの与党の生き残りというべき正黄旗のレンセンギ（冷僧機 Lengsenggi）、鑲黄旗のバイントウ（拜尹図 Baintu）兄弟らが排除され、宮中からドルゴン派は一掃されて黄旗の人事も一新する^③。順治八年～九年にかけては、反ドルゴン派の巻き返しによるドルゴン派の追い落としに目がいきがちであるが、その一方で、これまで見てきたようにこの二年は、旗王同士、あるいは旗王と順治帝の複雑な関係が随所でうかがえる年でもある。そうした中で順治帝は、諸王中の実力者であるジルガランを抑えて本格的に親政を開始する意志を見せる。先述した順治十年正月の順治帝の発言は、まさにその現れであろう。このことから、順治九年という年は、順治帝の親政にとって、一つの分岐点であったということが出来る。

本章では、順治帝親政開始期の政局について、旗王の動向を中心に見てきたが、ここで示した筆者の見解は、あくまでも史料中に見られる事実の解釈に留まるものである。ゆえに憶測に頼る部分が少なからずあり、史料の表面上の記述の解釈だけでは、ここで示したような各旗王の立場が、順治帝寄りであるのか、それとも皇帝権力確立の妨げになるような勢力であるのかということの断定するのはにわかには難しいであろう。そこで次章では、本章で示した見解を補強する意味も兼ねて、婚姻関係の面から個々の旗王勢力に分析を加え、順治帝親政期における彼らの立場をより明確に示したいと思う。

2. 婚姻関係より見た順治朝の旗王勢力

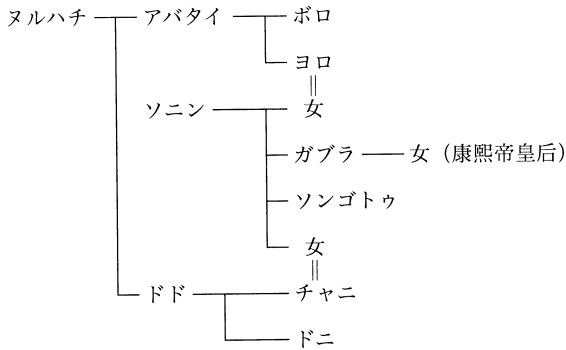
従来、先行研究においては、「皇帝」対「旗王」という図式から、旗王勢力は一括りにされてきた感がある。しかしながら、旗ごとによって旗王の家系も勢力も異なり、また鑲紅旗におけるダイシャン家とチュイェン家のように、一つの旗の中に複数の系統の旗王家が存在する場合や同一家系内でもいくつもの支流の旗王が存在する場合もある^⑤。こうした場合は当然、一つのまとまった勢力とは見なし難く、旗王家によってそれぞれ思惑も立場も異なるものと考えられる。そこで本章では、順治帝親政期の各旗王家の立場はどのようなものであったのかという問題について、婚姻関係を中心に考察していきたい。

旗王の婚姻関係について分析を加えた研究としては、近年では杉山清彦、鈴木真の両氏のもの^⑥が代表的であるが、当該期の旗王の婚姻関係について言及したものとしては、先に挙げた内田 2003 がある。しかしながら、内田氏の研究は、同一家系内での分支の問題に対する視点を欠き、また氏が指摘する順治帝とダイシャン家の関係についても、首肯し難い部分がある。そこで、以下は内田氏の研究を参考にしつつも、改めて筆者が順治朝の旗王家の婚姻関係について検討し、各旗王家の立場を明示したいと思う^⑦。

筆者が分析を加えた結果、順治朝の旗王勢力には、大きく分けて二つの流れが見られる。まず一つは、正藍旗旗王のアバタイ家を中心とする勢力であり、もうひとつは、ジルガランを中心とする婚姻関係による勢力である。

前者は、二つの流れからなる。まずは正黄旗のソニン（索尼 Sonin）と正藍旗勢力の婚姻関係である（図 1 参照）。ソニンはドウイェング地方のヘシェリ（赫舍里 Hešeri）氏の出身で、太宗の側近として活躍した人物である^⑧。また順治帝との関わりも深く、太宗の死後、真っ先に順治帝の即位を主張した一人であったし、ドルゴン専権時代は、反ドルゴ

図1・ソニン家・安親王家・予親王家関係系図



|| は婚姻関係を示す

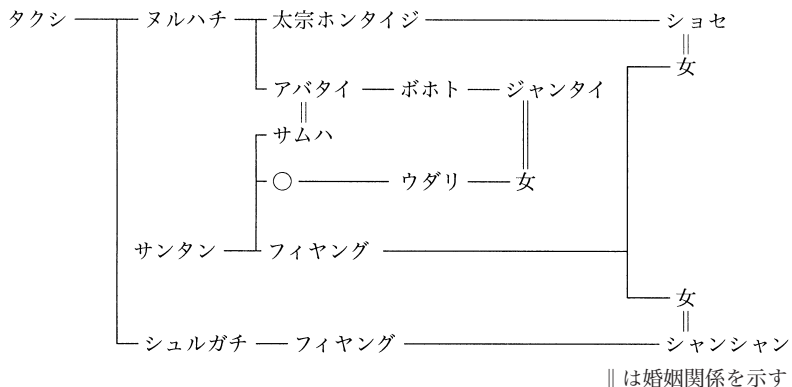
ソニン派の中心人物として、一時期政権から遠ざけられていたことからわかるように、一貫して皇帝権力の側の人物であった³⁸。そのソニンと婚姻関係を持っていたのが、正藍旗の旗王達であり、正藍旗旗王のヨロと、同じく正藍旗旗王ドニの弟であるチャニ（察尼 Cani）の夫人はともにソニンの娘であった³⁹。ソニン家と婚姻関係にあった二つの旗王家と順治帝の関わりを見てみると、ヨロは順治朝を通じて順治帝に引き立てられ、宗人府の宗令であった順治帝の異母兄のショセが順治十一（1654）年に死去すると、その後任として宗人府を司り⁴⁰、順治十六（1659）年には親王に封じられている⁴¹。またチャニの兄であるドニは、ドルゴン家出身の旗王であるが、先述のように順治九年より議政の場に復帰し、宗人府の右宗正となったウダハイや、娘が順治帝の妃の一人である漢軍旗人佟図頼など⁴²、順治帝の政権を構成する人物を属下に含んでおり、順治帝と関わりの深い旗王であったと考えられる。この順治帝と関わりを持つ二つの旗王家が、ともに順治帝の側近であるソニンと婚姻関係で結びついていたことは、決して偶然ではあるまい。ヨロがソニンの娘を娶った時期は正確にはわからないが、ソニンの娘はヨロの三番目の正夫人であるこ

とから、ヨロの初婚（崇徳七〔1642〕年以前⁴⁴）の時期よりもかなり下ると
 思われ、順治年間の可能性が高く、またチャニは順治十二（1655）年に
 十五歳で貝勒に封じられていることから⁴⁵、夫人を娶ったのもそこから隔
 たっていない時期で、順治十年前後であると考えられる。双方ともに順
 治帝親政後、帝の政策中において行われた婚姻と思われ、とりもおさ
 ずそれは、彼らが順治政権を支える旗王であったことを物語っている。

もう一つの流れは、アバタイ家の属下の旗人である、ホイファ＝ナ
 ラ（輝發那喇 Hoifa Nara）氏を介した、婚姻関係である（図2参照）。正藍
 旗人のホイファ＝ナラ氏は、アバタイ家の属下であり、順治年間の当
 主であったフィヤング（費揚古 Fiyangū）の姉サムハ（Samha）はアバタイ
 の嫡夫人で、フィヤングの侄ウダリ（呉達礼 Udali）の娘はアバタイの次
 子ボホト（博和託 Bohoto）の四子のジャンタイ（章泰 Jangtai）の嫡夫人で
 あり⁴⁷、アバタイ家とつながりの深い旗人であった。

このホイファ＝ナラ氏と婚姻関係を持つのが、鑲藍旗旗王シャン
 シャンと鑲紅旗旗王ショセであり、ともに正藍旗人ホイファ＝ナラ氏の
 フィヤングの娘を娶っている⁴⁸。ショセは順治帝の異母兄であり、シャン
 シャンは、シュルガチ家の出身であるが、同じシュルガチ家のジルガ
 ランとは不和であったと思われ、かつてシャンシャンらジルガラン系に

図2・ホイファ＝ナラ氏サンタン家・アバタイ・シャンシャン・ショセ家関係系図



不満を持つシュルガチ家の旗王達が、ジルガランを告発したこともあった。⁴⁹ シャンシャンは先述のように、宗人府の左宗正であるから、この二人の旗王はともに順治帝寄りの勢力であったと考えられる。そして、この二系統とともに関わっているのがアバタイ家であり、アバタイ家を介した婚姻関係に関わる人物によって宗人府が構成されていたことはすでに明らかであろう。すなわち、ショセが宗令、その後任の宗令がヨロ、左宗正がシャンシャン、右宗正がドニの属下のウダハイという具合であり、宗人府の性格と併せて考えるに、彼らが順治帝の支持勢力であったことは疑いない。⁵⁰

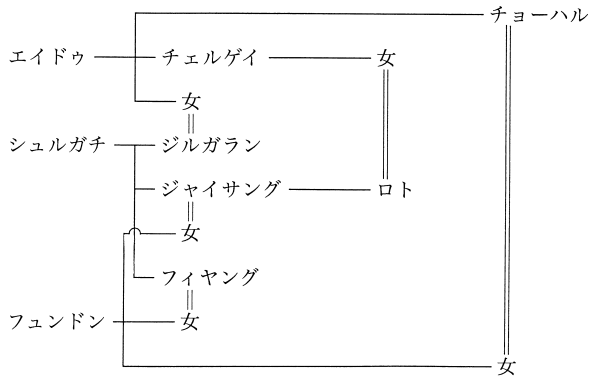
なお、ウダハイの後任として順治十二年八月より右宗正となったドウランについては、ダイシャン家ではあるが、マンダハイとは母系の異なる、ダイシャンの三子サハリヤンの系統であり、彼自身の母系も、サハリヤンと同じウラ＝ナラ（烏喇那喇 Ula Nara）氏である。⁵¹ 清初の旗王の間には、ウラ＝ナラ閥閥というべき勢力が存在していたが、ドルゴン家やドド家はこのウラ＝ナラ閥閥の中心的存在であり、⁵² その点から推測すれば、ダイシャン家のドウランも、ドルゴン系を通じて、この閥閥に近い存在であったとも考えられる。内田氏は、両紅旗のダイシャン家を一括して捉えているが、同じダイシャン家でも、マンダハイが属するイエヘ＝ナラ母系と、サハリヤンの諸子が属するウラ＝ナラ母系は、別系統と考えるべきであろう。⁵³

ところで、内田氏はダイシャンの母系・ヤルグ地方のトゥンギャ（佟佳 Tunggya）氏と順治帝の関わりを強調するが、順治朝のダイシャン家の動向を考える上で重要なのは、ダイシャン本人の母系ではなく、むしろダイシャン諸子のそれぞれの母系ではなかろうか。そもそも、ダイシャン母系のトゥンギャ氏と順治帝の妃の佟氏とは、元来は同族であったにせよ、佟氏は早くに漢人化してヌルハチ時代に帰した一族で、早くからヌルハチに従っていたトゥンギャ氏と、それほど近しかったとは考えがたく、少なくとも、トゥンギャ氏を介してのつながりのみで、順治帝とダイシャン家が親密であったとはいえないように思う。⁵⁴

さて以上のように、共通の姻族を介してつながりを持つ、ヨロとドニ、シャンシャンとショセは、順治帝寄りの旗王と考えられるが、各旗王に共通しているのは、一旗を支配するような大勢力の旗王がいないこと、そして正藍旗、鑲白旗など、解体と再編を経ている旗で皇帝の手が比較的入りやすい旗の旗王が中心であることである。また、皇帝の手が及びにくい旗に関しても、鑲紅旗のショセ、正紅旗のドウラン、鑲藍旗のシャンシャンなど、その旗内で順治帝寄りの人物を選んで役職に任命している。前章で述べたように、全ての旗王が同質の存在であったわけではなく、順治帝は自らの影響下にある旗王を増やすことによって、有力旗王に対抗しようとしたことが、婚姻関係を見てもうかがえよう。

次に、ジルガランに関わる旗王勢力について考察したい。ジルガランの属するシュルガチ家は、鑲黃旗の権門のニユフル（鈕祜祿 Niohuru）氏エイドゥ（額亦都 Eidu）家とグワルギヤ（瓜爾佳 Gūwalgiya）氏フンドン（費英東 Fiongdon）家と婚姻関係を持っていた。ジルガランの夫人はエイドゥの娘であり⁵⁵、ジルガランの兄のジャイサング（塞桑古 Jaisanggū）と弟のフィヤングはともにフンドンの娘を嫡夫人に迎え⁵⁶、ジャイサングの子のロト（羅託 Loto）の嫡夫人は、エイドゥの三子チェルゲイ（車爾格

図 3・シュルガチ家・ニユフル氏エイドゥ家・グワルギヤ氏フンドン家関係系図



|| は婚姻関係を示す

Cergei) の娘である⁵⁷。さらにエイドウ家とフンドン家の間にも婚姻関係が存在しており⁵⁸、この三家は婚姻を介して強く結びついていたことがわかる(図3参照)。康熙初年にフンドン家のオボイとエイドウ家のエビルン(遏必隆 Ebilun、エイドウの十六子)が結んで専権をふるうのも、こうしたつながりが背景としてあるのであろう。また、フンドン家と鑲紅旗旗王のチュイエン家との間にも婚姻関係があり、両家は雍正年間に至るまで強い結びつきを持っていた⁵⁹。順治年間においては、チュイエン家のうち、ドウドウの系統では、ドウルフの嫡夫人がフンドンの娘であり⁶⁰、その五子ドუნダ(敦達 Dunda)の嫡夫人も、フンドンの子のトゥライ(図頼 Tulai)の娘でありグワルギャ氏出身であった⁶¹。ドウドウの弟のニカンの系統では、ニカンの子であるランプ(蘭布 Lambu)は、フンドンの侄のオボイ(鰲拜 Oboi)の孫娘を継夫人としている⁶²。

すでに先行研究でも明らかにされているように、下五旗の中でも、両紅旗と鑲藍旗は、入関前より同一系統の旗王家が支配し、皇帝の力が及びにくい旗であった⁶³。加えて前章で述べたように、諸王随一の実力者のジルガランが、そうした強固な関係の中に含まれていることは、やはり皇帝権力にとって大きな障害に他ならず、また黄旗は皇帝の領旗であるが、一口に旗人と言っても、権門と中小の氏族とでは立場が異なり⁶⁴、他旗の旗王と黄旗の権門が結びつきを持つこともまた、順治帝にとっては好ましいものではなかったはずである。なお、内田氏はドウドウの系統もダイシャン家の影響下にあり、順治帝の支持勢力と捉えているが⁶⁵、先述のようにドウドウ系もまたジルガランに連なる旗王家であり、順治九年十月にドウルフが処罰されているのは⁶⁶、順治帝がこの勢力に対して加えた抑圧の一つかも知れない。

以上のように、本章では、各旗王間の関係について、婚姻関係を中心に考察し、そこからそれぞれの旗王家の立場を明示してみた。では、この立場がどのように順治帝の政権において反映されていたのであろうか。次章では、改めてその点について検討したい。

3. 順治朝の政局と議政王大臣

前章では、婚姻関係を中心に、順治年間における各旗王家の立場を明らかにした。これを一章で考察したものと重ね合わせると、順治帝を支える勢力と、順治帝が警戒すべき旗王勢力とがよりはっきりとしてくる。すなわち、ヨロやドニらが順治政権を支える旗王達であり、ジルガランを中心とする権門とも強く結びつく旗王達が、順治帝にとって警戒すべき存在であったと思われる。最後に本章では、これらの点に加え、順治帝が用いた旗人官僚や、そうした旗人官僚と諸旗王が多く属していた議政王大臣についても検討を加え、ジルガランが死去する順治十二年までの政局について見ていきたい。

筆者はこれまで、皇帝と旗王の関係という視点から、皇帝寄りの旗王勢力を明らかにしてきたが、順治帝が用いた勢力というのは旗王だけに限らない。順治帝の親政を考察する上で、従来、強調されてきたのは、帝の漢人登用政策と、皇帝権力を高めるために十三衙門などの明朝に倣った政治制度を積極的に取り入れてきたという点である。近年の研究においても、順治帝は満洲人よりも漢人官僚を重視し、意識的に漢人を周囲に集めたといわれている⁶⁷。確かに入関に伴う事務の煩瑣化により、漢人を重用する必要性が生じたこと⁶⁸、また順治帝がそれらを側近として用いたことは事実であろうが、だからといって、満洲人官僚や、同じ漢人でも旗人身分を持つ者が排除されていたというわけでは決していない。また、順治帝が漢人を妄りに重用したわけでもなく、例えば順治十年に四月に、刑部での判決案に対して満洲人官僚と漢人官僚の意見が割れた際には、順治帝は漢人側を「党類に溺れ⁶⁹」たとして厳しく譴責しており、この「満漢異議」が順治朝の政治史における大きな問題であったことは、先行研究でも指摘されていることである⁷⁰。この譴責された漢人官僚の中には、順治帝が特に重用した陳名夏も入っているが、恐らく太宗やドル

ゴンが考えていたのと同じように、順治帝にとっても漢人はあくまでも「手足」に過ぎず、⁷¹目をかけている官僚であっても、順治帝の意志に背くような動きを見せれば容赦はなかったのである。

こうした点に注視して、陳名夏を始めとする漢人官僚が属していた、内三院（内国史院・内秘書院・内弘文院）の大学士、学士について見てみると、順治帝が度々大学士に下問する際に、常に名を連ねている陳名夏以外の大学士は、范文程、エセヘイ（額色黒 Esehei）、寧完我、洪承疇らである。⁷²このうち、范文程は正黄旗人、エセヘイは鑲白旗人、寧完我は正紅旗人、洪承疇は鑲黄旗人と、皆旗人身分の大学士である。

そもそも、陳名夏自身も、順治朝が重用した漢人官僚の筆頭のように扱われているが、旗人身分を持つ官人である。陳名夏は、江南出身で旧明の官人であり、元々ドルゴンに重用され、ために順治九年に、ドルゴンの側近であったタンタイの罪に連座して弾劾されているが、順治帝は彼を「輻輳矯詐の小人」とするも罪を免じ、却って自らの領旗である正黄旗に入れ、これを旗人としている。⁷³早くから清に降り、旗人としての身分を有する「漢軍旗人」と、入関後に降った旗人に組み込まれていない漢人官僚との間に厳然たる区別があったことは、会典などの記載を見ても明らかである。⁷⁴陳名夏も順治帝の側近であるソニンと親交があり、⁷⁵この点からも、順治帝が満洲人（この場合は、八旗に属する漢人も含む）よりも、入関前に従った漢人官僚の方を重んじたとは一概にいえない。⁷⁶

また、ここでもう一点注視したいのは、先述の五人の大学士のうち、范文程とエセヘイは、この時期は議政大臣も兼ね、寧完我也順治十一年二月より議政大臣に列しているということである。⁷⁷順治十年に至って、議政大臣が増員され、八旗のグサ＝エジェン（漢名は都統、各旗の指揮官に相当）や六部の尚書、内大臣に加え大学士も議政に与れるようになったが、しかしながら議政大臣となった大学士は、上述の三人のみであり、いずれも旗人である。あくまでも議政に与れるのは、支配層である旗人であって、漢人が重用されたとはいえ、彼らはやはり諮問役や秘書的役割にとどまっていたことが、ここからうかがえる。

ところで、そもそも順治朝における議政王大臣とは、どのような存在だったのでしょうか。談遷の『北游録』には、「清朝の大事は諸王大臣僉議してすでに定むれば」とあるように、⁷⁸ 清朝における国政の最重要機関であったが、会典などには明記のない実態のわかりにくいポストである。議政王大臣の評価は先行研究でも一定せず、旗王が多数属することから、皇帝権力と対立する存在として捉えるものもあり、⁷⁹ 順治朝の議政王大臣は皇帝との関係が良好であったとする意見もある。⁸⁰ 順治十二年にジルガランが入関前の故事を引き、上奏した文書の中に、

太祖武皇帝開創の初め、日に四貝勒、五大臣、及び衆台吉（タイジ Taiji）等と政務の得失を討論す。…伏して祈るらくは、皇上、太祖、太宗に效い法り、不時に内外の大臣と政務の得失を詳究せられんことを。凡そ事は、必ず預じめ商確を為し、然る後に之を詔令に頒かて。

とあるが、⁸¹ ジルガランは議政による国政の決定を清朝のあるべき姿と考え、皇帝の独裁を快く思っていなかったようである。この点からすると、議政王大臣の存在は、順治帝の君主権力強化を妨げる存在であったかのようにも取れるが、先の『北游録』の記事には続けて、

至尊と雖もこれを如何ともするなし。上嘗て内院に論して曰く、卿輩善く之を為さば、是非を明らかにし易し。若し其れ失有らば、朕曲げて宥すと雖も、能わざるなり。

とある。⁸² 順治帝は、その遺詔に述べているように、⁸³ 晩年は諸大臣と接見する機会を少なくするなど、議政を煙たく思っていた節はあるとしても、議政の存在自体はあるべきものとして否定していないことがわかる。加えて、議政王や大臣の任免は皇帝によるものであり、旗王全員が議政王であるわけではなく、清初においては、親王、郡王といった高位

の爵位を有する旗王であっても、議政王になれないケースもある⁸⁴。それゆえ、当然、順治帝が自身の支持勢力を議政王大臣に任命し、議政王大臣内部においてジルガランらに対抗するような勢力を作ろうと考えたととしても不思議ではない。

これを踏まえて、順治朝の議政王大臣を構成する人物達を見ると、先述の范文程、エセヘイ、寧完我に加え、前章で指摘した旗王家を婚姻によってつなぐ役割を果たしていたソニンや、アバタイ家属下の正藍旗人フィヤングも議政大臣に列しており、順治帝寄りの旗王と考えられる、ヨロ、ドニ、シャンシャン、ドウランも議政王である。さらに、これらの人物の相互の関係に着目すると、范文程は順治帝の属下であり、寧完我は正紅旗旗王のサハリャン家に属し、エセヘイは、恐らくは順治帝の同母兄である鑲白旗旗王ホーゲ（豪格 Hooge）家の属下と思われる⁸⁵。サハリャン家を継承している正紅旗旗王ドウランは、前章で述べたように、宗人府の右宗正を務め順治帝寄りと考えられる旗王であり、ホーゲ家出身の旗王は、要職にこそついていないが、ホーゲの四子フシェオ（富綬 Fuše）は親王に封じられているなど、順治帝に引き立てられてきた旗王家である。すなわち、議政大臣となっている大学士はいずれも順治帝寄りの旗王の属下であり、ソニンとフィヤングもまた、順治帝寄りの旗王と関わりを持っていたから、順治帝の支持勢力と考えられる旗王や旗人は、議政王大臣を通じて相互に関わりあっていたわけである。

とすれば、先行研究が述べるように、議政王大臣が直ちに皇帝と対立する存在であったわけではなく、順治帝の漢人官僚の登用にのみ着目して、「皇帝・漢人官僚」対「諸王・議政大臣」という形で⁸⁶、この時期の政局を単純に図式化することも妥当とは思えない。議政王大臣会議そのものが、順治帝にとって障害であったというよりも、議政王大臣の中に、ジルガランを中心とする実力者の旗王達や、彼らと結びつきを持つ権門といった皇帝権力にとって障害となる勢力が存在していたと見るべきであり、それゆえにこそ、順治帝は支持勢力となる旗王や旗人を多数議政王大臣に任じ、彼らによって政権を構成する構想であったものと思わ

れる。実際、ドルゴン専権期の議政大臣にはドルゴン属下の旗人が多く含まれているし、上述の人物以外にも、順治年間には順治帝の領旗である両黄旗の旗人が多く議政大臣になっているところや、皇帝に近侍する側近官である内大臣出身者が含まれているところから見て、この時期の議政王大臣が、自己の政権を支える勢力基盤の一つたりえたことは事実であろう。

このような形で、自己の政権を構成していた順治帝であったが、その帝が警戒すべき存在であったジルガランが、順治十二年の五月に死去すると、順治帝は新たに行動を開始する。順治十一年から十三年にかけて十三衙門が本格的に整備され⁸⁸、順治十三（1656）年三月には内大臣が大幅に増員されるなど、側近官の充実が図られるのも、ジルガランの死が契機だったと考えられる。また順治十六年十月には、すでに故人となっているマンダハイヤボロ、ニカンの旧罪を弾劾し、その諡号を剥奪し、子らも連座させるなど、旗王への抑圧がより露骨になるのも、ジルガランの死によって突出した実力を持つ旗王が存在しなくなったためと考えられる。その点でも、ジルガランの死は、順治帝政権にとって一つの画期であったといえよう。

結びにかえて

本稿ではこれまで、順治朝中期に位置する順治八年～十二年の政局を扱い、皇帝と旗王の関係と、順治帝が用いた満漢の旗人官僚について考察してきた。ここで改めて、本稿で論じたことをまとめてみたい。

順治七年十二月に摂政であったドルゴンが死去すると、順治帝の親政が開始されるが、この時点では順治帝は若年であり、ジルガランを始めとする諸旗王勢力が、なお勢力を有していた。そうした諸旗王勢力に対して、順治帝は正藍旗のアバタイ家やドド家などの旗王家を支持勢力と

して政権を構成し、有力な旗王勢力に対抗していた。そしてそれらの旗王家は、いずれも順治帝の側近や皇帝統制下の旗王との婚姻を介して相互につながりを持ち、また、八旗の中でも皇帝の手が入りやすい旗王家であった。

同時にこうした旗王家と、それらと婚姻関係を持つ旗人官僚は、いづれも国政の最重要機関である議政王大臣を構成する人物達であり、また、従来順治帝が積極的に用いたとされる漢人官僚についても、旗人身分を有していた者とそうでない者との間には、明確な区別があり、議政に与れるのは旗人身分を持つ漢人官僚であった。

これらのことから、先行研究でいわれているような、「皇帝」対「旗王」、あるいは「皇帝・漢人官僚」対「諸王・権門」という図式でのみで、当該期の政局を捉えることは妥当性を欠くものであり、一口に旗王や議政王大臣といっても、全てが皇帝権力の妨げになる存在ではなく、それらの中に自らの与党を作ることによって、順治帝は皇帝権力の浸透を図ったのであった。

同時に、このような順治朝中期の政局を見ると、ドルゴンの死によって、直ちに順治帝の親政が本格化したわけではなく、ジルガランのような有力旗王は依然として大きな存在であることがわかり、親政が本格的に始動するには、ジルガランの死まで待たねばならなかった。当該期の状況は、ボロやマンダハイの諡号剥奪に見られるような、旗王への露骨な抑圧が行われる順治朝後半とはやはり差異があり、その点でも「ドルゴンの死からジルガランの死まで」は、順治朝の皇帝権力を考える上で重要な時期といえる。

なお、順治朝の皇帝権力や順治帝の政権構想について明らかにするには、本稿で考察した皇帝支持の旗王や議政王大臣以外に、内大臣や十三衙門といった他の側近機構にも考察を加えることが不可欠であるが、それについては別の機会に譲りたい。

注

- ① 「連旗制」という語が最初に用いられたのは、孟森 1936 の中においてである。
- ② 個別のテーマに関する研究は少ないが、順治朝政治史における問題点について概観したものとしては、谷井俊仁 1994 がある。
- ③ 例えば、王于飛 2004 や姚念慈 1996 など。なお、これらの諸研究に関しては、本論中において詳しく言及する。
- ④ 『世祖実録』巻五十五、順治八年三月癸未の条。
- ⑤ 『世祖実録』巻二、崇徳八年十二月乙亥の条。
- ⑥ 姚念慈氏は、順治年間にはショセは鑲白旗旗王であったと理解している（姚念慈 2004・2005、340 頁）。
- ⑦ 姚念慈 2004・2005、343～345 頁。
- ⑧ 内田 2003、33～35 頁。
- ⑨ 『世祖実録』巻五十五、順治八年三月壬午の条。
- ⑩ 『世祖実録』巻四十七、順治七年二月辛亥の条。ただし、この三王のうち、ボロとニカンは、八月に罪を得て郡王に降格されている（『世祖実録』巻五十、順治七年八月丁亥の条）。
- ⑪ 『世祖実録』巻五十三、順治八年二月癸未の条にあるロシらの言には、
攝政王原より理事に復して両王を親王と為すの意有り。
とある。
- ⑫ 『世祖実録』巻三十三、順治四年七月乙巳の条。
- ⑬ 『世祖実録』巻三十七、順治五年三月己亥の条。
- ⑭ ドルゴン晩年の、自己の勢力基盤強化の動きについては、杜家驥 1998、181、182 頁、杜家驥 2008、187～206 頁、および磯部 2007、逆頁 21、22 を参照。
- ⑮ 『世祖実録』巻六十三、順治九年二月戊申の条。
- ⑯ 『世祖実録』巻六十三、順治九年三月丁亥の条。
- ⑰ 『世祖実録』巻六十三、順治九年三月丙戌の条。
- ⑱ 『太宗実録』巻三十五、崇徳二年五月乙未の条
- ⑲ 『世祖実録』巻五十五、順治八年三月辛丑の条。
- ⑳ 杜家驥 1998、142～144 頁。
- ㉑ 『世祖実録』巻六十二、順治九年正月壬寅の条。
- ㉒ 議政王は、議政大臣とともに議政王大臣會議を構成するが、これは清初における重要な政策決定機関であった。清初の議政大臣については神田 1951、また清初の政治における議政に関しては、谷井陽子 1996、111、112 頁参照。順治年間の議政王大臣會議については後述する。
- ㉓ 『世祖実録』巻六十三、順治九年二月庚申の条に、

和碩鄭親王濟爾哈朗を加封し、叔和碩鄭親王と為す。

とある。

- ②4 姚念慈 2004・2005、350 頁。
- ②5 なお、王子飛氏は、この称号によって、ジルガランの地位がさらに高まったものと見る（王子飛 2004、460 頁）。
- ②6 『世祖実録』四月乙丑の条。
- ②7 『康熙会典』巻一、宗人府には、宗人府の職掌について、皇族の属籍を掌り、時を以て玉牒を修輯し、宗室子女の嫡庶、名封、生卒、婚嫁、諡葬等の事を記載す。
- とあり、また、
順治九年題准し、郡王以上の縁事、或いは伝え宗人府に至らせ問供せしめ、或いは本府に在らせ問供せしむ。…（順治）十四年題定し、郡王以上、大罪を犯せば、伝え宗人府に至らせ訊問せしめ、若し微罪ならば、止めて本府に在らせ訊問せしむ。其れ貝勒以下は、俱に伝え宗人府に至らせ訊問せしむ。
- とあり、宗人府が諸王の断罪に深く関わっていたことがわかる。
- ②8 姚念慈 2004・2005、347 頁。
- ②9 『世祖実録』巻六十五、順治九年六月庚戌の条。
- ③0 『世祖実録』巻百三十、順治十六年十一月壬戌の条、同巻順治十六年十一月己未の条など。
- ③1 『世祖実録』巻九十二、順治十二年六月己卯の条においては、順治帝の異母兄 ショセの子ボンゴド（博果鐸 Bonggodo）の親王承襲について宗人府が上奏している。
- ③2 磯部 2008、344 頁。
- ③3 『世祖実録』巻六十三、順治九年三月癸巳の条。
- ③4 この点は鈴木 2003、19 頁でも明確に指摘されている。
- ③5 両氏の代表的研究としては、杉山 1998、2001、鈴木 2001、2008 などがある。
- ③6 内田氏は旗王と満洲権門の婚姻の他、順治帝の生母・孝荘太后の実家であるモンゴルのホルチン部との関わりも考慮にいれているが、内田氏が取り上げている皇帝家とダイシャン家以外に、ドルゴン家やシュルガチ家など、多くの旗王家がホルチン左右の翼と婚姻を結んでおり、個々の家の状況を十分に考慮する必要があるだろう。また、順治帝はホルチン出身の皇后を一度廃しているし（『世祖実録』巻七十七、順治十年八月己丑の条、および『滿文内国史院檔』順治十年八月二十六日の条）、楊珍氏が指摘するように、後年、順治帝は母の太后やホルチン寄りの勢力と対立するので（楊珍 2001）、順治年間の皇帝とホルチン部の関係については慎重に吟味する必要があるように思う。ためにここでは、ひとまずホルチン部と清朝宗室との関わりは保留し、満洲の旗王、権門との婚姻に限って検討したい。

- ③⑦ 『満文老檔』天聰二年十二月一日の条に、
Han の側近の Sonin Baksi…
とある。
- ③⑧ 磯部 2007、逆頁 13、14。
- ③⑨ 『愛新覺羅宗譜』丙冊、5267 頁、6051 頁。
- ④⑩ 『初集』卷百十五、宗人府年表。
- ④⑪ 『世祖実録』卷百十三、順治十四年十一月丙午の条。
- ④⑫ 『星源集慶』36 頁。なお、この佟図頼の娘が康熙帝の生母・孝康章皇后である。
- ④⑬ 清朝において、旗王と旗人の間の強固な主従関係が存在したことについては、従来多くの研究があり、主なものとしては、杉山 2007a、鈴木真 2001 などがある。なお、近年では谷井陽子氏が、これに対する反論を展開している。
- ④⑭ 鈴木 2008、120 頁。
- ④⑮ 『世祖実録』卷八十八、順治十二年正月戊戌の条、および『初集』卷三十五、原封貝勒察尼伝。
- ④⑯ 『愛新覺羅宗譜』丙冊、5202 頁、鈴木 2008、121 頁。なお、ホイファ＝ナラ氏は元々鑲紅旗旗王ショト（碩託 Šsto、ダイシャンの次子）の属下であったが、崇徳二（1637）年に主であるショトを告発してアバタイ属下に異動している（『国朝者猷類徴初編』卷四十二、薩壁漢伝）。
- ④⑰ 『愛新覺羅宗譜』丙冊、5203 頁。
- ④⑱ 『愛新覺羅宗譜』甲冊、1942 頁、丁冊、8487 頁。
- ④⑲ 『世祖実録』卷三十七、順治五年三月己亥の条。杜家驥 2008、145、146 頁。
- ④⑳ 鈴木 2008 も、アバタイ家が順治朝においても皇帝を支える役割を担っていたことを指摘している（108 頁）。
- ④㉑ 『愛新覺羅宗譜』丁冊、3511 頁。
- ④㉒ 磯部 2007、逆頁 6、7。
- ④㉓ 内田氏は、同じダイシャン家ということで、同家に属する旗王を一括して扱い、特に系統による区別はしていないが、先述のように同じダイシャン系であっても、ウラ＝ナラ母系とイエヘ＝ナラ母系とは立場が異なると思われる。実のところ、史料上の記述からだけでは、正紅旗旗王マンガハイ系統の動向はよくわからないのであるが、マンガハイがダイシャンの爵を継ぐ嫡流であり、ダイシャン家の勢力の大きさを考えれば、単純に皇帝支持とは考えにくいであろう。なお、後述するジルガランとシャンシャンの不和、あるいは正黄旗人のシュムル（舒穆祿 Šumuru）氏のタンタイ（譚泰 Tantai）とタジャン（塔瞻 Tajan）が、順治帝の即位をめぐり別派に分かれて行動するなど（磯部 2007、逆頁 14、15）、同一家系でも立場を異にすることは清初ではそれほど珍しいことではなく、実際ダイシャン家においても、順治帝の即位をめぐって、ダイシャンとショトは意見を異にしている（『世祖実録』卷一、崇徳八年八月丁丑の条）。

磯部 2007、逆頁 5)。

- ⑤4 『通譜』では、ダイシャンの母系であるヤルグ地方のトゥンギヤ氏に属する人物の伝は巻十九に、トゥンギヤ地方のトゥンギヤ氏(佟氏)に属する人物の伝は巻二十に所収され、両者の系統が別であることがわかる。また、ヤルグ地方のトゥンギヤ氏の属旗は満洲正白旗で、佟氏は漢軍正藍旗や漢軍鑲紅旗(後に一部は満洲鑲黃旗に所属)に属する者が多く、属旗の面でも分かれている。なお、佟氏については三田村 1951、10、11 頁参照。
- ⑤5 『愛新覺羅宗譜』丁冊、8102 頁。
- ⑤6 『愛新覺羅宗譜』丁冊、8102 頁。
- ⑤7 順治年間の政争を見ると、エイドウ家は必ずしも一枚岩ではないことがうかがえ(『世祖実録』巻三十八、順治五年四月癸酉の条)、このチュルゲイの系統もトゥルゲイ、エビルンの系統とは同心ではなかった節もあるが(この件については、別稿で詳述する予定である)、エイドウ家がシュルガチ家と強く結びついていたことは事実であろう。
- ⑤8 『弘毅公家譜』によると、エイドウの十三子チョーハル(趙哈爾 Coohar)はフンドンの娘を娶っている。
- ⑤9 鈴木 2001、第二章を参照。
- ⑥0 『愛新覺羅宗譜』乙冊、2231 頁。
- ⑥1 『愛新覺羅宗譜』乙冊、2232 頁。
- ⑥2 『愛新覺羅宗譜』乙冊、3381 頁。なお、この他に、チュイエン家のニカンの嫡夫人はエイドウの八子トゥルゲイ(図爾格 Turgei)の娘であったが(『愛新覺羅宗譜』乙冊、2916 頁)、ニカンの嫡夫人は太宗時代の崇徳二年五月に罪を得てニカンと離別させられているため(『太宗実録』巻三十五、崇徳二年五月乙未の条)、両家の関係が順治年間まで維持されたかどうかは不明である。
- ⑥3 鈴木 2001、55 頁。
- ⑥4 鈴木 2003、19 頁、鈴木 2007、1、2 頁。
- ⑥5 内田 2003、34、35 頁。
- ⑥6 『世祖実録』巻七十、順治九年十月庚辰の条。
- ⑥7 谷井俊仁 2006、369～375 頁。
- ⑥8 順治十年に至り、事務の煩瑣化により内三院学士の権限を、順治帝は拡大している(『世祖実録』巻、順治十年十月戊子の条)。
- ⑥9 『世祖実録』巻七十四、順治十年四月甲辰の条。
- ⑦0 谷井俊仁 1994、143 頁、姚念慈 2004・2005、404～407 頁。
- ⑦1 磯部 2008、142 頁。
- ⑦2 例えば、『世祖実録』巻七十一、順治十年正月己酉の条や、同巻七十二、順治十年二月戊申の条など。
- ⑦3 『世祖実録』巻六十二、順治九年正月壬午の条。

- ⑦④ 例えば、吏部における官人任用に関して、『康熙會典』卷七、吏部五、漢軍缺陞補除授と、同書卷八、吏部六、漢缺選法といったように、漢軍旗人とそれ以外の漢人とは区別して項目立てられている。
- ⑦⑤ 『北游録』紀聞下、陳名夏には、
名夏故より索尼伯と善し。
とある。
- ⑦⑥ なお、順治帝が重用した陳名夏は、順治十一年三月に寧完我による弾劾を受け、その結果、議政王大臣會議で死罪に擬され、順治帝もこの時は庇いきれず処刑されてしまう。同じ順治帝の側近であるはずの寧完我がこのような行動に出た理由には、新參の陳名夏が、自分よりも引き立てられることへの不満と漢人内での対立があると思われる。『北游録』には、
上（順治帝）之（陳名夏）を待すること殊に厚く、寧完我、馮銓と雖も位を同にすること相能わず。
とあるが（『北游録』紀聞下、陳名夏）、入関前から清朝に仕えていた寧完我には、このことが耐え難かったのであろう。谷井俊仁氏は、順治朝の政治史を理解する上で、明末以来の「北人（華北）」対「南人（江南）」、あるいは「漢人」対「滿人」という構図を示しているが（谷井俊仁 1994、第一章参照）、それに加え、遼東人と南人（この場合は、山海関以南の漢人）、すなわち入関前から従った漢人と入関後に従った漢人の対立という視点も必要であろう。旗人という、いわば「特權身分」に属していた遼東人達にとって、南人である陳名夏が勢力を伸ばすのは、好ましいことではなかったと思われる。
- ⑦⑦ 『世祖実録』卷八十一、順治十一年二月辛未の条。
- ⑦⑧ 『北游録』紀聞下、国議。
- ⑦⑨ 王景澤 2002、460 頁。
- ⑧⑩ 趙志強 2007、364、365 頁。
- ⑧⑪ 『世祖実録』卷八十九、順治十二年二月壬戌の条。
- ⑧⑫ 『世祖実録』卷百四十四、順治十八年正月丁巳の条にある順治帝の遺詔の中に、朕…深宮に燕処し、朝に御すこと絶えて少なく、以て廷臣と接見すること稀疎にして、上下の情誼否塞するを致す。
とある。
- ⑧⑬ 『北游録』紀聞下、国議。
- ⑧⑭ 例えば、太宗朝の正紅旗旗王であったアダリ（阿達礼 Adali、サハリヤンの長子）は、崇徳元（1636）年にサハリヤンの死にともない、サハリヤン家を継承し郡王となったが、議政王に任じられたのは崇徳七（1642）年のことである（『太宗実録』卷六十一、崇徳七年七月己丑の条）。
- ⑧⑮ 『清史稿』卷二百四十九、索尼伝。および『世祖実録』卷七十二、順治十年二月庚申の条。なお、「フィヤング」は同名の異人が多く存在し、この二月庚

申の条に記載がある「費揚古」は、同じく議政大臣であった鑲黄旗人でシュシュ＝ギョロ（舒舒覺羅 Šušu Gioro）氏のフィヤング（属旗と氏族比定は鈴木2007、15頁による）の可能性も否定出来ないが、ホイファ＝ナラ氏のフィヤングが議政大臣であったことは確実である。

- ⑧6 磯部2008、344頁。
- ⑧7 『世祖実録』巻五十三、順治八年二月乙巳の条。
- ⑧8 王于飛2004、462頁。
- ⑧9 『世祖実録』巻九十九、順治十三年三月乙酉の条、『初集』巻百十三、八旗内大臣年表上。
- ⑨0 『世祖実録』巻八十六、順治十一年十月己卯の条。『石渠餘紀』巻三、紀裁十三衛門。
- ⑨1 『世祖実録』巻百二十九、順治十六年十月乙卯の条には、
翼王滿達海、端重王博洛、敬謹王尼堪、朕に抗うの睿王に諂媚し…伊等の罪を犯す所重大にして、応に將此の三王の子、襲う所の親王爵、俱に削除を行い降して庶人と為すべし。
- という順治帝の諭旨があり、また、『世祖実録』巻百三十、順治十六年十一月己未の条には、
宗人府奏して言えらく、故翼王滿達海、端重王博洛の、既に其の子を以て襲う所の王爵、降して多羅貝勒と為し、其の諡号及び碑、相に応に追奪すべしと。之に従う。
- とある。

参考文献

- 磯部淳史 2007 「清朝順治初期における政治抗争とドルゴン政権—八旗制度からの考察を中心に—」『立命館東洋史学』30
- 2008 「清初入関前の内三院について—その構成員を中心に—」『立命館文学』608
- 内田直文 2003 「清朝康熙年間における内廷侍衛の形成—康熙帝親政前後の政局をめぐる—」『歴史学研究』774
- 王于飛 2004 「陳名夏之死与順治改制内幕」『西南民族大学学报・人文社科版』25-7
- 王景澤 2002 『清朝開国時期八旗制度研究・1583—1661』長春、吉林文史出版社

- 神田信夫 1951 「清初の議政大臣について」『清朝史論考』山川出版社、
2005 (原載『和田博士還暦記念東洋史論叢』講談社)
- 祁美琴 1998 『清代内務府』北京、中国人民大学出版社
- 杉山清彦 1998 「清初正藍旗考－姻戚関係よりみた旗王権力の基礎構造－」
『史学雑誌』107-7
2001 「八旗旗王制の成立」『東洋学報』83-1
2003 「ヌルハチ時代のヒヤ制－清初侍衛考序説－」『東洋史研究』
62-2
2007a 「大清帝国支配構造試論：八旗制からみた」『近代世界シス
テム以前の諸地域システムと広域ネットワーク』(平成16年～平成
18年度、科学研究費補助金(基盤研究[B])研究成果報告書)
2007b 「大清帝国の政治空間と支配秩序－八旗制下の政治社会・
序論－」『大阪市立大学東洋史論叢 別冊特集号 文献資料学の新
たな可能性③』
- 鈴木真 2001 「雍正帝による旗王統制と八旗改革－鑲紅旗旗王スヌの断
罪事件とその意義－」『史境』42
2003 「諸阿哥分封からみた康熙朝政権中枢の権力構造」『史峯』9
2007 「康熙朝における近臣たち－「内務府系氏族」について－」『社
会文化史学』49
2008 「清初におけるアバタイ系宗室－婚姻関係を中心に－」『歴
史人類』36
- 谷井俊仁 1994 「順治時代政治史試論」『史林』77-2
2006 「清朝皇帝における対面接触の問題」笠谷和比古編『公家
と武家Ⅲ－王権と儀礼の比較文明的考察－』思文閣出版
- 谷井陽子 1996 「清朝漠地征服考」小野和子編『明末清初の社会と文化』
京都大学人文科学研究所
- 趙志強 2007 『清代中央決策機制研究』北京、科学出版社
- 杜家驥 1998 『清皇族与国政関係研究』台北、五南圖書出版公司
2008 『八旗与清朝政治論稿』北京、人民出版社

- 三田村泰助 1951 「清朝の開国伝説とその世系」『清朝前史の研究』東洋史研究会、1965（原載『立命館創立五十周年記念論文集〔文学編〕』2）
- 白新良 2002 『清代中枢決策研究』瀋陽、遼寧人民出版社
- 孟森 1936 「八旗制度考実」『明清史論著集刊』（復刻版）、石家荘、河北教育出版社、2001（原載『歴史語言研究所集刊』6-4）
- 楊珍 2001 『清朝皇位繼承制度』北京、学苑出版社
- 姚念慈 1996 「多爾袞与皇權政治」『清初政治史探微』、瀋陽、遼寧民族出版社、2008（原載『清史論叢』12）
- 2004、2005 「評清世祖遺詔」『清初政治史探微』、瀋陽、遼寧民族出版社、2008（原載『燕京学報』17、18）

史料

- 『愛新覺羅宗譜』 1938 『愛新覺羅宗譜』（全8冊、附『星源集慶』）奉天（瀋陽）、愛新覺羅修譜處
- 『太宗実録』 1964 『大清太宗文皇帝実録』（『大清歷朝実録』）台北、華文書局
- 『世祖実録』 1964 『大清世祖章皇帝実録』（『大清歷朝実録』）台北、華文書局
- 『老檔』 1955-1963 滿文老檔研究会訳注『滿文老檔』（太祖朝3冊、太宗朝4冊）東洋文庫
- 『北游録』 1960 談遷『北游録』（清代史料筆記叢刊）北京、中華書局
- 『清史稿』 1977 『清史稿』（全48冊）北京、中華書局
- 『石渠餘紀』 1985 王慶雲『石渠餘紀』北京、北京古籍出版社
- 『初集』 1985 『八旗通志初集』（全8冊）長春、東北師範大学出版社
- 『通譜』 1989 『八旗滿洲氏族通譜』瀋陽、遼瀋書社
- 『内国史院檔』 1989 中国歴史第一档案館編『清初内国史院滿文档案訳編』（全3冊）北京、光明日報出版社

- 『続集』 2002 『欽定八旗通志』(全12冊) 長春、吉林文史出版社
- 『滿文内国史院檔』 2003 『順治朝滿文内国史院檔』北京、中国歴史第一檔案館
(マイクロフィルム資料、筑波大学中央図書館所蔵)
- 『康熙会典』 『大清会典』(康熙二十九年勅撰、一百六十二卷、全
64冊、京都大学人文科学研究所所蔵)
- 『弘毅公家譜』 『鑲黄旗鈕祜祿氏弘毅公家譜』(乾隆十八年初修、同
三十年続修、抄本、不分巻、東洋文庫所蔵)

(本学大学院文学研究科博士後期課程三回生)